

公立大学法人沖縄県立芸術大学役員規程

令和5年3月30日
沖芸大規程第138号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人沖縄県立芸術大学定款（以下「定款」という。）第8条に規定する役員に関し必要な事項を定めるものとする。

(責務)

第2条 役員は、法人の使命及び業務の公共性を自覚し、法人の発展のために職務を遂行しなければならない。

2 役員は、法人の利益と相反する行為を行ってはならない。

(勤務等)

第3条 理事長は、常勤とする。

2 理事は、常勤又は非常勤とする。

3 前項の規定にかかわらず、職員を兼務する理事は常勤とし、勤務条件その他の就業等については、この規程及び他の規程に別の定めがあるもののほか、公立大学法人沖縄県立芸術大学職員就業規則(令和3年沖芸大規則第4号。以下「就業規則」という。)の定めるところによる。

4 監事は、非常勤とする。

(理事の職務分担)

第4条 理事の職務分担は、理事長が別に定める。

2 理事長に事故があるときその職務を代理し、又は理事長が欠けたときその職務を行う理事は、あらかじめ理事長が定める理事の順序によるものとする。

(理事長が欠けた場合の理事の任期)

第5条 理事長が欠けた場合における理事の任期の末日は、定款第12条第2項及び第4項の規定にかかわらず、後任の理事長が任命される日の前日とする。

(役員への服務)

第6条 役員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 役員は、在任中、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治活動を行うこと。

(2) 任命権者の承認を得ることなく、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

3 非常勤の役員には、前項第2号の規定は適用しない。

(災害補償)

第7条 常勤の役員(職員を兼務する理事を除く。)の災害又は通勤途上における災害については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の定めるところにより補償を行う。

2 非常勤の役員の業務上の災害又は通勤途上における災害については、地方公務員災害補償法及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の例により補償を行う。

(退職)

第8条 役員は、任期の満了前に、役員を辞任しようとするときは、できる限り早い時期に、その任命権者に申し出るものとする。

2 役員は、辞任を申し出た後も、後任の役員が選任されるまでの間は、なおその職務を行うものとする。ただし、解任された場合及び欠格条項に該当することとなった場合は、この限りではない。

(理事の懲戒)

第9条 理事長は、理事が法令及びこの規程、その他の諸規程に違反した場合、又は理事としてふさわしくない非行があると認める場合は、当該理事を懲戒に処することができる。

2 懲戒の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 戒告 その責任を確認し、将来を戒める。
- (2) 減給 給料の一部を減額する。ただし、1回の額は、給料の年額の12分の1に相当する額を処分を行う日の属する月の暦日数で除して得られる額の2分の1を超えないものとし、総額は一報酬等支払期間の給料総額の10分の1を上限とする。
- (3) 停職 1日以上6か月以下の期間を限度として出勤を停止し、職務に従事させず、その間の報酬等を支給しない。

(理事の解任に係る意見陳述の機会)

第10条 理事長は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項又は第3項の規定により理事を解任するときは、当該理事に意見陳述の機会を付与しなければならない。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、役員に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則（令和5年3月30日理事長決裁）

この規程は、令和5年3月30日から施行し、令和3年4月1日から適用する。